

沿道対策に係る関連制度

沿道対策に係る関連制度

1 新幹鉄道騒音対策要綱（閣議了解）

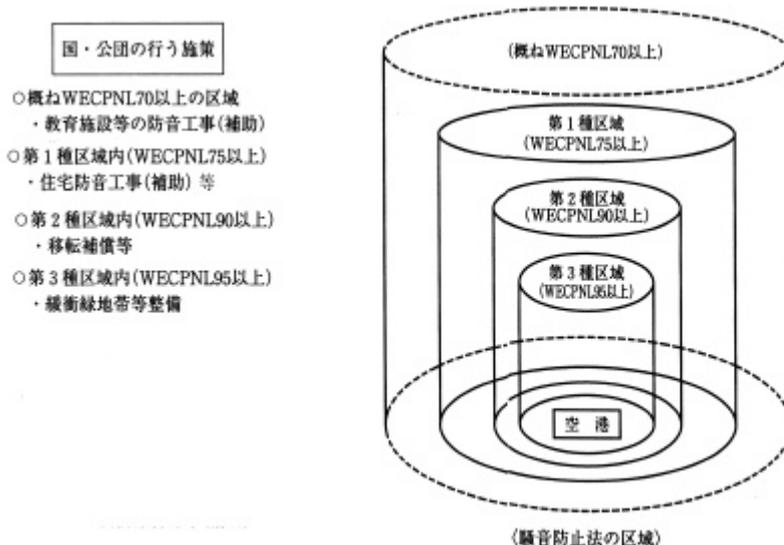
1) 制度の概要

対策制度		内 容
	音源対策	技術開発を総合的かつ計画的に推進し、その成果を効果的に活用する。
障 害 防 止 対 策	防音工事助成	<ul style="list-style-type: none"> 音源対策を講じても達成目標期間で環境基準を達成することが困難な区域の住宅。 当面実施可能な音源対策を講じても騒音レベルが 70 ホンを超える区域に所在する学校、病院等
	移転補償 除却補償	<ul style="list-style-type: none"> 騒音レベルが 85 ホン以上の区域に所在するもののうち、防音工事によって環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を達成することが困難と認められる建物の所有者が移転、または除却するときは、これに対する補償を行う。
	対 象	既設新幹線：昭和 51 年 3 月 9 日に現に所在する建物 工事中、新設の新幹線：当該新幹線の営業が開始された日に所在する建物
	沿線地域の 土地利用対策	国鉄等 <ul style="list-style-type: none"> 新幹線の新設に際して、土地利用や公共施設配置の現況及び将来計画を並びに公共の用に供すべき空間の配置に十分配慮する。 国、地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> 沿線の土地利用計画の決定または変更に際しては、新幹線と沿線の土地利用の調和に努める。

2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

1) 制度の概要

対策制度	内 容
障害防止工事の助成	(対象施設) ・学校、病院等
住宅の防音工事助成	(助成等の対象) ・第1種区域(WECPNL75以上)指定の際に現に所在する住宅
移転の補償等	(補償の対象) ・第2種区域(WECPNL90以上)指定の際に現に所在する建物等の所有者が移転、または除却するときは、これに対する補償を行う。
緑地帯の整備等	・国は第3種区域(WECPNL95以上)にある土地を買入れた場合、緑地帯その他の緩衝地帯として必要な措置をとる。 ・その他の第3種区域についても、出来る限り緑地帯その他の緩衝地帯として必要な措置をとる。



(出典) 運輸省航空局監修「数字で見る航空1999」より抜粋

2) 空港周辺整備機構

目的：政令で指定した周辺整備空港の周辺地域について、都道府県知事が策定した空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音により発生する障害の防止および軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資するため、以下の業務を行う。

主な業務内容

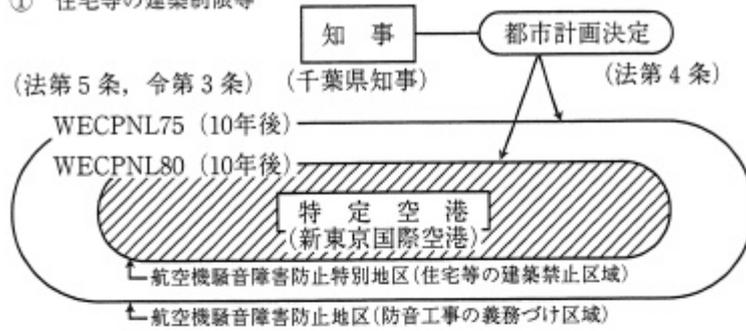
対象区域	業務内容
第1種区域 (WECPNL75以上)	・緑地帯、その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。
第1種区域の外側	・第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡並びに住宅等の取得、管理及び譲渡。

3 特定空港周辺航空機騒対策特別措置法

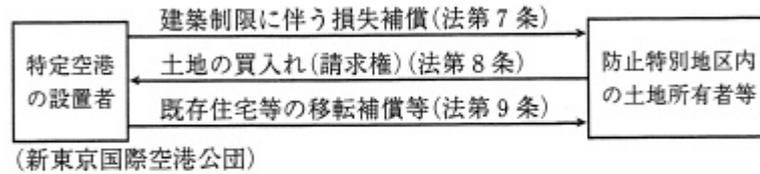
制度の概要

対策制度	内 容
航空機騒音対策基本方針の策定	<p>都道府県知事が以下の事項について定め、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項 ・ 航空機騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項 ・ 航空機騒音により生ずる障害の防止に必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設等の整備に関する基本的事項
住宅等の建築制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針に基づき、都市計画で航空機騒音障害防止地区（防音工事の義務づけ区域）及び航空機騒音障害防止特別地区（宅等の建築禁止区域）を定める。 ・ 違反建築物には是正措置を命令できる。
移転補償等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機騒音障害防止特別地区内における住宅の移転補償等（対象：都市計画策定の際に現に所在する建築物等）。 ・ 航空機騒音障害防止特別地区内における建築制限に伴う損失補償。
生活環境施設、産業基盤施設等の整備を行う地方公共団体等に対する財政援助等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機騒音対策基本方針に適合する施設の整備を行う地方公共団体などに対する財政上・金融上の援助 ・ 航空機騒音対策基本方針に適合し、航空機騒音障害の防止に資すると認められる施設の整備を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助する。

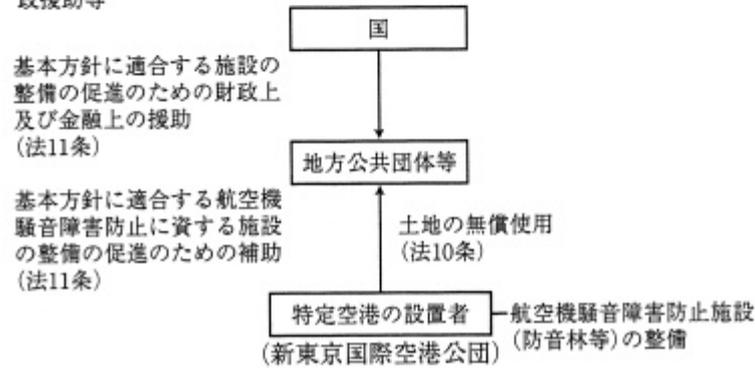
① 住宅等の建築制限等



② 建築制限に伴う損失補償, 土地の買入れ及び既存住宅等の移転補償等



③ 生活環境施設, 産業基盤施設等の整備を行う地方公共団体等に対する財政援助等



(出典) 運輸省航空局監修「数字で見る航空1999」

4 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

1) 制度の概要

対策制度	内 容
障害防止工 事の助成	(対象施設) ・学校、病院等
住宅の防音 工事助成	(助成等の対象) ・第1種区域(WECPNL75以上)指定の際に現に所在する住宅
移転の補償 等	(補償の対象) ・第2種区域(WECPNL90以上)指定の際に現に所在する建物等の所有者が移転、 または除却するときは、これに対する補償を行う。
緑地帯の整 備等	・国は第3種区域(WECPNL95以上)にある土地を買入れた場合、緑地帯その他の 緩衝地帯として必要な措置をとる。 ・その他の第3種区域についても、出来る限り緑地帯その他の緩衝地帯として必 要な措置をとる。